

作業環境測定士の登録事務の概要(指定事業)①

《登録事務概要》

1 登録制度

作業環境測定法第7条において、作業環境測定士(以下「測定士」という)となる資格を有する者が測定士となるには、測定士名簿に登録を受けなければならないとされている。

2 登録者数

登録者数の推移

年度	平成17年 度	平成18年 度	平成19年 度	平成20年 度	平成21年 度
1種	346	201	183	193	266
2種	564	483	535	408	425
書換	608	584	683	502	503

(累計)新規 1種 5,582名 2種 7,603名
書換 9,010名

3 登録手数料(平成22年度)※政令に規定されている。

新規 1種	25,800円
2種	25,800円
書換又は再交付	3,450円

《登録制度の趣旨・指定理由》

1 登録制度の必要性

測定士が測定した結果が職場の環境評価に大きく左右されることから、高い倫理観を持って測定の依頼主である事業者と接し、公正な測定結果を提示することが求められる。このようなことから、測定士の登録要件、登録の取消要件を規定した登録制度が設けられている。

2 当該法人を登録機関として指定する理由

日本作業環境測定協会は、測定法に規定する「全国の測定士の品位の保持並びに測定士及び測定機関の業務の進歩改善に資するため、社員の指導及び連絡に関する事務を全国的に行うことを目的とする」に該当するものであり、測定とその測定を担う測定士の登録に係る業務を一体的に実施できるため。

作業環境測定法(抄)

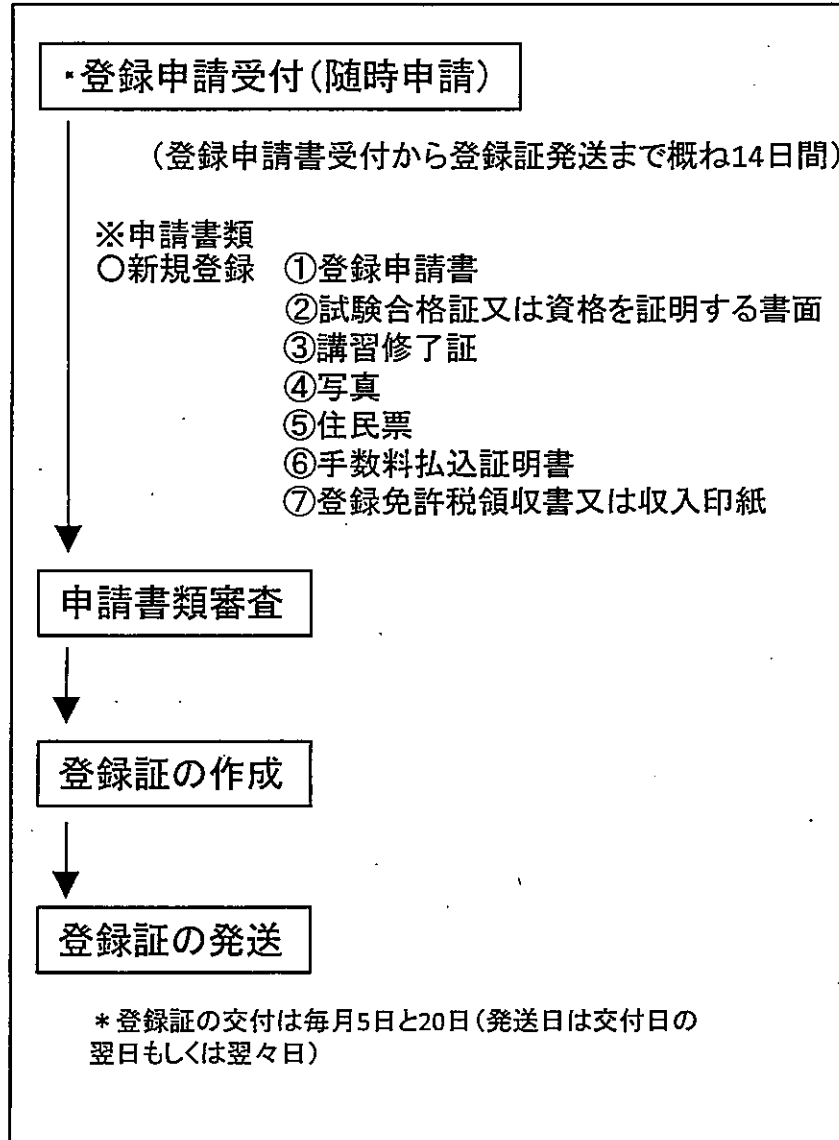
(日本作業環境測定協会)

第三十六条 その名称中に日本作業環境測定協会という文字を用いる一般社団法人は、作業環境測定士及び作業環境測定機関を社員とする旨の定款の定めがあり、かつ、全国の作業環境測定士の品位の保持並びに作業環境測定士及び作業環境測定機関の業務の進歩改善に資するため、社員の指導及び連絡に関する事務を全国的に行うことを目的とするものに限り、設立することができる。

2～6(略)

作業環境測定士の登録事務の概要(指定事業)②

《登録事務の流れ》



《登録手数料の積算根拠》

登録手数料:25,800円

(1件当たりの単価)

人件費	12,515円
物件費(印刷費等)	13,315円
12,515円+13,315円 = 25,830円	

《登録事務の収支状況》

作業環境測定士登録事務の収支状況

(千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
収入	24,095	20,949	19,926	18,731	18,577
手数料	24,092	20,938	19,904	18,713	18,570
補助金	0	0	0	0	0
その他	3	11	22	18	7
支出	26,209	21,828	22,201	19,473	17,503
収支	△2,114	△879	△2,275	△742	1,074